

原議保存期間	30年(令和36年3月31日まで)
有効期間	一種(令和36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

殿

警察庁丙刑企発第17号、丙捜一発第9号
丙生企発第46号、丙人少発第24号
令 和 5 年 6 月 2 3 日
警 察 庁 刑 事 局 長
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律等の公布について（通達）

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が、本日、別添1のとおり公布された（新旧対照条文は別添2）。改正法及び性的姿態撮影等処罰法の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法の趣旨

近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪並びに強制性交等罪及び準強制性交等罪をそれぞれ統合した上で、それらの構成要件を改めて不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪とするなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、性犯罪についての公訴時効期間を延長するほか、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則を新設するものである。

第2 改正法の要点

1 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正

(1) 強制わいせつ罪、強制性交等罪等の改正

ア 強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪の統合及び構成要件の改正

(ア) aからhまでに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処するものとする（第176条第1項関係）。

a 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

b 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

c アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

d 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

e 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

f 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

g 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

h 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

(イ) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、(ア)と同様に処罰するものとする（第176条第2項関係）。

(ウ) 16歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、(ア)と同様に処罰するものとする（第176条第3項関係）。

(エ) 罪名を強制わいせつ罪から不同意わいせつ罪に改める。

イ 強制性交等罪及び準強制性交等罪の統合及び構成要件の改正

(ア) ア(ア)aからhまでに掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処するものとする（第177条第1項関係）。

(イ) 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、(ア)と同様に処罰するものとする（第177条第2項関係）。

(ウ) 16歳未満の者に対し、性交等をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）も、(ア)と同様に処罰するものとする（第177条第3項関係）。

(エ) 罪名を強制性交等罪から不同意性交等罪に改める。

(2) 16歳未満の者に対する面会要求等の罪の新設

ア わいせつの目的で、16歳未満の者に対し、(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする（第182条第1項関係）。

(ア) 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

(イ) 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

(ウ) 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

イ アの罪を犯し、よってわいせつの目的で当該16歳未満の者と面会をした者は、

2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処するものとする。

ウ 16歳未満の者に対し、(ア)又は(イ)に掲げるいずれかの行為（(イ)に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする（第182条第3項関係）。

(ア) 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとってその映像を送信すること。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとってその映像を送信すること。

2 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の一部改正

(1) 性犯罪についての公訴時効期間の延長

ア (ア)から(ウ)までに掲げる罪についての時効は、当該(ア)から(ウ)までに定める期間を経過することによって完成するものとする（第250条第3項関係）。

(ア) 刑法第181条の罪（人を負傷させたときに限る。）、第241条第1項の罪等
20年

(イ) 刑法第177条、第178条第2項、第179条第2項の罪等 15年

(ウ) 刑法第176条、第178条第1項、第179条第1項の罪等又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 12年

注）(イ)及び(ウ)については、公布の日から起算して20日を経過した日からは、以下のようになる。

(イ) 刑法第177条、第179条第2項の罪等 15年

(ウ) 刑法第176条、第179条第1項の罪等又は児童福祉法第60条第1項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 12年

イ ア(ア)から(ウ)までに掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わった時に18歳未満である場合における時効は、当該ア(ア)から(ウ)までの期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによって完成するものとする（第250条第4項関係）。

(2) 被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則の新設

性犯罪の被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が、供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者が十分な供述をするために必要な措置及び供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であって、聴取に至るまでの状況そ

の他の事情を考慮し相当と認めるときは、証拠とすることができるものとする。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないものとする（第321条の3第1項関係）。

第3 性的姿態撮影等処罰法の趣旨

性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止するものである。

第4 性的姿態撮影等処罰法の要点

1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

(1) 性的姿態等撮影

ア (ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為をした者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとする（第2条第1項関係）。

(ア) 正当な理由がないのに、ひそかに、a又はbに掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

a 人の性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

b aに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等がされている間における人の姿態

(イ) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(ウ) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

(エ) 正当な理由がないのに、13歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は13歳以上16歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

イ アの罪の未遂は、罰するものとする（第2条第2項関係）。

(2) 性的影像記録提供等

ア 性的影像記録 ((1)ア(ア)から(エ)に掲げる行為若しくは(5)(ア)の行為により生成された電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部又は一部(対象性的姿態等の影像が記録された部分に限る。)を複写したものをいう。以下同じ。)を複写したものを提供した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとする(第3条第1項関係)。

イ 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする(第3条第2項関係)。

(3) 性的影像記録保管

(2)の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処するものとする(第4条関係)。

(4) 性的姿態等影像送信

ア 不特定又は多数の者に対し、(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為をした者は、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする(第5条第1項関係)。

(ア) 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。(イ)及び(ウ)において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為

(イ) 刑法第176条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

(ウ) 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為

(エ) 正当な理由がないのに、13歳未満の者の性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。以下この(エ)において同じ。)の影像送信をし、又は13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が、当該13歳以上16歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

イ 情を知って、不特定又は多数の者に対し、ア(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、アと同様とするものとする(第5条第2項関係)。

(5) 性的姿態等影像記録

ア 情を知って、(4)ア(ア)から(エ)までのいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金に処するものとする(第6条第1項関係)。

イ アの罪の未遂は、罰するものとする(第6条第2項関係)。

(6) 国外犯

(1)から(5)までの罪は、刑法第3条の例に従うものとする（第7条関係）。

2 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収

(1) 1 (1)ア若しくは(5)アの罪の犯罪行為により生じた物を複写した物又は私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）第3条第1項から第3項までの罪の犯罪行為を組成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくはこれを複写した物等は、没収することができるものとする（第8条第1項関係）。

(2) (1)による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができるものとし、ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものであるときは、これを没収することができるものとする（第8条第2項関係）。

3 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等

検察官は、その保管している押収物が、1 (1)ア(ア)から(エ)までに掲げる行為により生じた物等である場合において、当該押収物が対象電磁的記録（1 (1)ア(ア)から(ウ)までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等の影像を記録した電磁的記録等をいう。以下同じ。）を記録したものであるときは、刑事訴訟法の規定による押収を解き、領置するなどした上で、当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去するなどの措置をとることができるものとする（第10条等関係）。

第5 施行期日

1 第2の1並びに第4の1及び2について

公布の日から起算して20日を経過した日（令和5年7月13日）から施行する。

2 第2の2(1)について

公布の日から施行する。

3 第2の2(2)について

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

4 第4の3について

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第6 経過措置の要点

1 処罰に関する経過措置（改正法附則第2条第1項関係）

改正法の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 拘禁刑に関する経過措置（改正法附則第3条及び性的姿態撮影等処罰法附則第2条関係）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日の前日までの間における第2の1の改正事項及び第4の1(1)から(5)までの事項の適用については、「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。

3 公訴時効に関する経過措置（改正法附則第5条第1項及び第2項関係）

第2の2(1)は、改正法の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しないが、改正法の施行の際その公訴の時効が完成していない罪については、適用する。

第7 附帯決議

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添3の、参議院法務委員会において別添4の、性的姿態撮影等処罰法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別添5の、参議院法務委員会において別添6の附帯決議がそれぞれなされていることから、その趣旨を十分に踏まえた対応に努められたい。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽
国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十六号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第七十六条」の下に、「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に改め、同条第十四号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第七十六条」の下に、「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。
第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

(不同意わいせつ)

第七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあつたこと。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があつたこと。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつたこと。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第七十七條 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第七十九條第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第七十八條 削除

第七十九條第一項中「第七十六條」を「第七十六條第一項」に改め、同条第二項中「第七十七條」を「第七十七條第一項」に改める。

第八十條中「から前条まで」を「第七十七條及び前条」に改める。

第八十一條の見出しを「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第一項中「第七十八條第一項」を削り、同条第二項中「第七十八條第二項」を削る。

第八十三條を削り、第八十二條を第八十三條とし、第八十一條の次に次の一条を加える。

第八十二條 わいせつ目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。

二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。

三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。

前項の罪を犯し、よつてわいせつ目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。

二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第二百四十一條の見出し中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制性交等の罪（第七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ。）」を「第七十七條の罪」に、「又は強制性交等」を「又は同条」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十條に次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 刑法第二百四十一條の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第二百四十一條第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年

二 刑法第七十七條、第七十八條第二項若しくは第七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六條、第七十八條第一項若しくは第七十九條第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十條第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わつた時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第七十九條の六第一項第一号中「から第七十九條まで若しくは第八十一條」を「第七十七條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條」に改め、第二百二十七條第一項（「の下に「同法」を加え、若しくは第二百四十一條第一項」を「の罪若しくは同法第二百四十一條第一項」に改める。

第二百五十條第三項第二号中「第七十八條第二項」を削り、同項第三号中「第七十八條第一項」を削る。

第二百九十條の二第一項第一号中「から第七十九條まで若しくは第八十一條」を「第七十七條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條」に改め、第二百二十七條第一項（「の下に「同法」を加え、若しくは第二百四十一條第一項」を「の罪若しくは同法第二百四十一條第一項」に改める。

第三百十六條の三十三第一項第二号中「から第七十九條まで」を「第七十七條、第七十九條」に改める。

第三百二十一條の二の次に次の一条を加える。

第三百二十一條の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六條、第七十七條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條の罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七條第一項（同法第二百二十五條又は第二百二十六條の二第三項の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつ目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十條第一項の罪若しくは同法第三十四條第一項第九号に係る同法第六十條第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四條から第八條までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前三条」を「第三百二十一条から前条まで」に改め、同条第三号中「死特に」を「ほか特に」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日

二 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第五百七十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六條の三第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用については、同法第七十六条第一項及び第七十七条第二項中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七十六条、第七十七条及び第八十二条の規定の適用についても、同様とする。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日（次条第二項及び附則第十一条第二項において「施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第二百五十條第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第七十八条の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十條第三項第二号に掲げる罪とみなす。

従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十條第三項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新刑事訴訟法第二百五十條第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条若しくは第七十七条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十條第三項第二号に掲げる罪とみなす。従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十條第三項第一号に掲げる罪とみなす。

3 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪の被害者は、新刑事訴訟法第三百二十一条の三第一項の規定の適用については、同項第一号イに掲げる者とみなす。

(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十條第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法（施行日以後においては新刑事訴訟法）第二百五十條第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）附則第三条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号口中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第七条 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は第八十二条」を「、第八十二条又は第八十三条」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号力中「から第七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）を（不同意わいせつ）又は第七十七条（不同意性交等）」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六條の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三第二号力に掲げる罪とみなす。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第十条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第二号イ中「から第七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）」を「（不同意わいせつ）、第七十七条（不同意性交等）又は第七十九条（に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。

2 施行日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條」とあるのは「罪は、前条」と、「第二十四條第一項」とあるのは「第二十三條第一項」とする。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正) 第十二條 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「この法律」の下に、「刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十二條」を加える。

第十八條第三項第一号中「この法律」の下に、「刑法第八十二條」を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第十三條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「から第八十條まで」を、「第七十七條、第七十九條又は第八十條」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條まで又は旧刑法第八十條(旧刑法第七十六條から第七十八條までに係るものに限る)に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる行為とみなす。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十五條 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第一号中「第七十七條」を「第七十七條第一項」に改め、同項第三号中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」を「刑法第八十二條の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六條 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二條第三項(第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法第八十二條の罪に当たる行為については、適用しない。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十七條 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條のうち、刑法第六十八條第一項、第六十九條、第七十二條、第七十四條、第七十五條第一項及び第七十六條の改正規定中、「第七十五條第一項及び第七十六條」を「及び第七十五條第一項及び第七十六條の改正規定中」、「第七十七條の改正規定を削り、同法第八十一條、第八十二條、第八十四條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定中「第八十二條」を「第八十三條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八條 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
第一條のうち刑事訴訟法第二百一條の次を加える改正規定のうち第二百一條の二及び同法第二百七十一條の次に七條を加える改正規定のうち第二百七十一條の二中「から第七十九條まで若しくは第八十一條」を、「第七十七條、第七十九條、第八十一條若しくは第八十二條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一條の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という)第二百一條の二第一項及び第二項、第二百七條の二、第二百七條の三第一項(第一号に係る部分に限る)並びに第四百二十九條第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一條の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項、第二百七十一條の五第一項(第一号イに係る部分に限る)、第二百七十一條の六、第二百七十一條の八第二項及び第四項、第二百九十九條の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九條の五第二項(第二号イに係る部分に限る)並びに第三百十二條の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の六第五項及び第二百七十一條の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八條第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

2 附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二條第一項及び第四十六條第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十六條第一項」とあるのは「第四十二條第一項」とする。

(検討等)

第二十條 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)の規定(以下「新刑法等」という)の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

(周知)

第二十一條 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 齋藤 健
文部科学大臣臨時代理 小倉 将信
厚生労働大臣 加藤 勝信

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十七号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第二条―第七条)
- 第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収(第八条)
- 第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等
 - 第一節 通則(第九条)
 - 第二節 消去等の措置(第十条・第十一条)
 - 第三節 消去等の手続(第十二条―第二十一条)
 - 第四節 消去等の実施等(第二十二條―第二十五条)
 - 第五節 不服申立て等(第二十六條―第三十四条)
 - 第六節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十五條―第三十八條)
 - 第七節 雑則(第三十九條―第四十二条)
 - 第八節 罰則(第四十三條―第四十五条)

第一章 総則

第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰

(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
- イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
- ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十七條第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第百七十六條第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

- 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
- 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
- 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- 3 前二項の規定は、刑法第百七十六條及び第百七十九條第一項の規定の適用を妨げない。

(性的影像記録提供等)

第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六條第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五條第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等))の影像が記録された部分に限る。)を複写したものをいう。以下同じ。を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(性的影像記録保管)

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることを知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為
- 二 刑法第百七十六條第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知つて、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

(性的姿態等影像記録)

第六条 情を知つて、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第七條 第二条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複製した物等の没収

第八條 次に掲げる物は、没収することができる。

一 第二条第一項又は第六条第一項の罪の犯罪行為により生じた物を複製した物
二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）
第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事
性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第
十條第一項第一号において同じ。）が記録されている物若しくはこれを複製した物又は当該犯罪
行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規
定する私事性的画像記録物をいう。第十條第一項第一号において同じ。）を複製した物

二 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、
犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至ったものである
ときは、これを没収することができる。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等

第一節 通則

第九條 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等の画像を記録した電磁的記録
イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性
的姿態等
ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行
為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

二 第五条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等
ハ 第二条第一項第四号に掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生成さ
れた電磁的記録に係る性的姿態等

三 私事性的画像記録に係る電磁的記録
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十
一年法律第五十二号）第三条の二に規定する電磁的記録

二 この章において「撮影対象者等」とは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める
者又はその法定代理人をいう。

一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号イに掲げる物 第二条第一項各号に掲げ
る行為の対象とされた者又は第五条第一項各号に掲げる行為により画像送信をされた画像の内容
である対象性的姿態等（同項第四号に掲げる行為により画像送信された画像の場合にあっては、
性的姿態等）に係る者

二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ロに掲げる物 私事性的画像記録の提供
等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する撮影対象者

三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ハに掲げる物 当該電磁的記録又は当該
物に姿態を描写された児童

三 この章において「対象姿態等」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為の対象とされた対象性的姿態等、第五条第一
項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である対象性的姿態
等、第二条第一項第四号に掲げる行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第一項第四号に掲げ
る行為により画像送信をされた画像の内容である性的姿態等

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する画像に撮影
された同項各号に掲げる人の姿態

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第
三項各号に掲げる児童の姿態

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第
三項各号に掲げる児童の姿態

第二節 消去等の措置

（押収物に記録された電磁的記録の消去及び押収物の廃棄）

第十條 検察官は、その保管している押収物が第一号に掲げる物である場合において、当該押収物が
対象電磁的記録を記録したものであるときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をと
ることができる。

一 次に掲げる物

イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる行為によ
り画像送信をされた画像を記録する行為により生じた物又はこれを複製した物

ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規
定する行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若
しくは当該行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれを複
写した物

ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条
第三項に規定する物

二 次に掲げる措置

イ 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。
ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に
記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をと
ることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去す
ること。

ハ 技術的理由その他の事由により、イ及びロに掲げる措置をとることが困難であると認めると
きは、当該押収物を廃棄すること。

二 検察官は、その保管している押収物であつて前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録し
たものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。

（対象電磁的記録の消去命令）
第十一條 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法（昭
和二十三年法律第百三十一号）第二百八十八条第二項又は第二百五九条第二項の規定により複製され
たものであつて、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複製の対象とさ
れた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機
で当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、法務省令で定めるところにより、次に
掲げる対象電磁的記録の消去を命ずることができる。

一 当該複製の対象とされた対象電磁的記録
二 前号に掲げる対象電磁的記録を複製した対象電磁的記録であつて、当該者によつて複製され
たものであり、かつ、当該記録媒体に記録されているもの

（消去等措置のための領置等）
第十二條 検察官は、その保管している押収物が第十條第一項第一号に掲げる物に該当すると思料す
る場合において、当該押収物について同条の規定による措置（以下「消去等措置」という。）をする
ときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、
当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。

第十三條 刑事被告人の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認め
る場合において、当該押収物が第十條第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その
旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定によ
り還付することを要しない。

一 刑事訴訟法第九十九條第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察
官により保管されていたもの
二 刑事訴訟法第九十九條第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで
検察官により保管されていたもの
三 刑事訴訟法第九十九條の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十條の規定により
裁判所に提出したものの

三 刑事訴訟法第九十九條第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察
官により保管されていたもの

二 刑事訴訟法第九十九條第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで
検察官により保管されていたもの

三 刑事訴訟法第九十九條の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十條の規定により
裁判所に提出したものの

三 刑事訴訟法第九十九條第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察
官により保管されていたもの

二 刑事訴訟法第九十九條第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで
検察官により保管されていたもの

三 刑事訴訟法第九十九條の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十條の規定により
裁判所に提出したものの

三 刑事訴訟法第九十九條第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察
官により保管されていたもの

- 2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。
- 一 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時点で検察官により保管されていたもの
- 二 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの
- 三 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第一百一条の規定により留置した物であつて、少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したものである
- 3 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを留置することができる。この場合において、裁判所は、検察官が当該押収物を留置するときは、その押収を解くものとし、検察官が当該押収物を留置しないときは、これを還付するものとする。
- 4 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令をする場合において、没収の言渡しをしない場合（略式命令の場合にあつては、没収を科さない場合）であつて、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し（略式命令の場合にあつては、検察官に引き渡す旨の裁判）をしなければならない。
- 5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十条第二項又は第二十四条第一項の規定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二項の決定をしない場合であつて、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。
- 6 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。
- 7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを留置するものとする。
- 8 検察官は、当該押収物を留置しないときは、これを還付するものとする。
- 9 検察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。
- （領置目録の作成等）
- 第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。
- （対象領置物件の保管等）
- 第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物（以下「対象領置物件」という。）のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。
- 2 保管上危険を生じることがある対象領置物件は、廃棄することができる。
- （消去等決定）
- 第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定（以下「消去等決定」という。）をしなければならない。

- （消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等）
- 第十七条 消去等決定又は第十一条に定める消去命令（以下「消去命令」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に對してするものとする。
 - 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者
 - 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者その他の権利者
 - 三 消去命令をする場合 第十一条に規定する者
- 2 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第二十二條第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く」とともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとる」とあるのは「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二條第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。
- 4 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八条第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象状態等が記録された部分については謄写を求めることができない。
- 5 検察官は、第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。
- 6 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内に申し出るべき旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができる。
- 7 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。
- （対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写）
- 第十八条 検察官は、第十条第一項第二号口又はハに掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象領置物件に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写し、他の記録媒体の交付を受けたい旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付をしないことができる。
 - 一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しないときその他同項の規定による交付に関する検察官の指示に従わないとき
 - 二 技術的理由その他の事由により、複写することが困難であると認められるとき
 - 三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき
- 3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に對し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。
- 4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。
- （合理的な根拠を示す資料の提出）
- 第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に對し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの真付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面で行わなければならない。

2 検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者

二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第二号に定める者

三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知られないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けようとする旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもちて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。

(権利者を知ることができない場合の公告)

第二十一条 検察官は、第十七条第一項第一号又は第二号に定める者を知ることができないため、消去等決定をすることができないときは、その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明しないときは消去等措置を実施することを政令で定める方法によって公告しなければならない。

第四節 消去等の実施等

(消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならない。

第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができない。

一 当該消去等措置に係る消去等決定について第二十六条の規定による審査の申立てがなくて同条第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する審査の申立てをすることができる期間を経過したとき。

二 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項第一号から第三号までに定める裁決の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。

三 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対象とすべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措置を実施することに同意したとき。

五 第十七条第一項第一号又は第二号に定める者が判明することなく第二十一条の規定による公告をした日から六月が経過したとき。

(対象領置物件の還付等)

第二十四条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならない。

一 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定をする必要がないと認められたとき。

二 消去等措置(第十条第一項第二号イ及びロに掲げる措置に限る。)の実施を終えたとき。

三 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により消去等決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であって、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。

四 消去等決定の取消しの訴え又は消去等決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、検察官が、対象領置物件について、留置の必要がないと認めたと

2 検察官は、対象領置物件の還付を受けるべき者の住所若しくは居所が分からないため、又はその他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によって公告しなければならない。

3 前項の規定による公告に係る対象領置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、検察官は、これを廃棄することができる。

4 検察官は、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に対象領置物件を還付すべきことが明らかなる場合には、これをその者に還付しなければならない。

5 前項の規定は、民事訴訟の手に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(対象領置物件等の引取りをしない場合の廃棄)

第二十五条 検察官は、対象領置物件又は第十八条第一項の規定による複写をした他の記録媒体について、その引取りを求めた日から起算して六月を経過する日までに、その還付又は交付を受けるべき者がその引取りをしないときは、これを廃棄することができる。

第五節 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長(当該検察官が区検察庁の検察官である場合には、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。)に対し、審査の申立てをすることができる。

一 消去等決定又は消去命令 第二十条第一項の書面の謄本の送達があった日の翌日

二 第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置 法務省令で定める日

三 前二号に掲げるもののほか、この章の規定に基づく手続に係る検察官の行為であって法務省令で定めるもの 法務省令で定める日

2 天災その他前項の期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申立てをすることができる。

3 検察官が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申立てをすることができる期間として告示した場合において、その告示された期間内に審査の申立てがされたときは、その審査の申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

(審査申立書の提出)

第二十七条 前条の規定による審査の申立ては、法務省令で定めるところにより、審査申立書を提出してしなければならない。

2 前項の審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査の申立てに係る処分等の内容

二 審査の申立ての趣旨及び理由

三 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第二十八条 審査の申立ての審理は、書面による。

(裁決)

第二十九条 検察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過した後になされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決

<p>2 前項において読み替えて準用する行政不服審査法（以下この項において「準用行政不服審査法」という。）第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができない。</p> <p>一 審査申立人又は参加人（次号に掲げる者を除く。） 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分</p> <p>二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等（当該参加人が第九條第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあっては、当該同項各号に定める者）のものを除く。以下この号において同じ。）が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分</p> <p>（審査請求の制限）</p> <p>第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。</p> <p>（訴訟との関係）</p> <p>第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。</p> <p>（訴訟の特例）</p> <p>第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消し及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。</p> <p>2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。</p> <p>3 前項の期間は、不変期間とする。</p> <p>第六節 消去等に係る裁判手続の特例</p> <p>（撮影対象者の住所、氏名等の秘匿等）</p> <p>第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消し又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分等の対象である対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所（以下この項において「住所等」という。）の全部又は一部が明らかにされることによつて当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。</p>	<p>読み替える民事訴訟法の規定</p>	<p>2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三十三條第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあつた場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第三十三條の二及び第三十三條の四の規定は同項の決定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>読み替へられる字句</p>	<p>読み替へる字句</p>	<p>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第三十五条第一項</p>
--	----------------------	--	------------------	----------------	--

<p>2 前項の決定は、疎明に基づいてする。</p>	<p>第三十六条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消し又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があつた場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の出があつたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等（民事訴訟法第三十三條第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）中当該対象領置物件若しくは当該対象電磁的記録を複写した記録媒体又は当該対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象姿態等が記録された部分（第三項において「対象姿態等該部分」という。）について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定するとともに、訴訟記録等の閲覧等（同法第三十三條第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定することができる。</p>	<p>（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="550 1142 774 1366"> <p>第三百三十三條の四第 四項</p> </td> <td data-bbox="550 1366 774 1590"> <p>次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者</p> </td> <td data-bbox="550 1590 774 1814"> <p>被告</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1814 774 2038"> <p>第三百三十三條の四第 七項</p> </td> <td data-bbox="550 2038 774 2105"> <p>当事者</p> </td> <td data-bbox="550 2105 774 2105"> <p>原告</p> </td> </tr> </table>	<p>第三百三十三條の四第 四項</p>	<p>次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者</p>	<p>被告</p>	<p>第三百三十三條の四第 七項</p>	<p>当事者</p>	<p>原告</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="774 1142 973 1366"> <p>第三百三十三條の二第 二項</p> </td> <td data-bbox="774 1366 973 1590"> <p>秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項</p> </td> <td data-bbox="774 1590 973 1814"> <p>被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 1814 973 2038"> <p>第三百三十三條の二第 二項</p> </td> <td data-bbox="774 2038 973 2105"> <p>秘匿決定等に係る者以外の当事者</p> </td> <td data-bbox="774 2105 973 2105"> <p>原告</p> </td> </tr> </table>	<p>第三百三十三條の二第 二項</p>	<p>秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項</p>	<p>被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項</p>	<p>第三百三十三條の二第 二項</p>	<p>秘匿決定等に係る者以外の当事者</p>	<p>原告</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="973 1142 1133 1366"> <p>第三百三十三條の二第 三項、第二項及び第 三項</p> </td> <td data-bbox="973 1366 1133 1590"> <p>当該秘匿決定に係る秘匿対象者</p> </td> <td data-bbox="973 1590 1133 1814"> <p>被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="973 1814 1133 2038"> <p>第三百三十三條の二第 三項</p> </td> <td data-bbox="973 2038 1133 2105"> <p>秘匿決定</p> </td> <td data-bbox="973 2105 1133 2105"> <p>「秘匿決定</p> </td> </tr> </table>	<p>第三百三十三條の二第 三項、第二項及び第 三項</p>	<p>当該秘匿決定に係る秘匿対象者</p>	<p>被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等</p>	<p>第三百三十三條の二第 三項</p>	<p>秘匿決定</p>	<p>「秘匿決定</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 1142 1292 1366"> <p>第三百三十三條第三項</p> </td> <td data-bbox="1133 1366 1292 1590"> <p>当該申立てに係る秘匿対象者</p> </td> <td data-bbox="1133 1590 1292 1814"> <p>被告及び当該申立てに係る撮影対象者等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1814 1292 2038"> <p>第三百三十三條第五項</p> </td> <td data-bbox="1133 2038 1292 2105"> <p>秘匿対象者</p> </td> <td data-bbox="1133 2105 1292 2105"> <p>撮影対象者等</p> </td> </tr> </table>	<p>第三百三十三條第三項</p>	<p>当該申立てに係る秘匿対象者</p>	<p>被告及び当該申立てに係る撮影対象者等</p>	<p>第三百三十三條第五項</p>	<p>秘匿対象者</p>	<p>撮影対象者等</p>	<p>申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等</p> <p>撮影対象者等（同法第九條第二項に規定する撮影対象者等をいう。以下同じ。）の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所又は氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項</p>
<p>第三百三十三條の四第 四項</p>	<p>次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者</p>	<p>被告</p>																												
<p>第三百三十三條の四第 七項</p>	<p>当事者</p>	<p>原告</p>																												
<p>第三百三十三條の二第 二項</p>	<p>秘匿決定、第三百三十三條の二第二項の決定又は前条第一項</p>	<p>被告並びに秘匿決定及び第三百三十三條の二第二項</p>																												
<p>第三百三十三條の二第 二項</p>	<p>秘匿決定等に係る者以外の当事者</p>	<p>原告</p>																												
<p>第三百三十三條の二第 三項、第二項及び第 三項</p>	<p>当該秘匿決定に係る秘匿対象者</p>	<p>被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等</p>																												
<p>第三百三十三條の二第 三項</p>	<p>秘匿決定</p>	<p>「秘匿決定</p>																												
<p>第三百三十三條第三項</p>	<p>当該申立てに係る秘匿対象者</p>	<p>被告及び当該申立てに係る撮影対象者等</p>																												
<p>第三百三十三條第五項</p>	<p>秘匿対象者</p>	<p>撮影対象者等</p>																												

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象電磁的記録等当該部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象電磁的記録等当該部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができ、
 (取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用)
 第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める判決に関する国を被告とする訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条第二項の表のうち第三百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。
 (最高裁判所規則への委任)
 第三十八条 この節に定めるもののほか、前三条の規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雑則
 (管轄区域外における職務)
 第三十九条 検察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める判決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができ、
 一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求め、
 二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。
 三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従って対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求め、
 3 検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。
 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (刑事手続に関する手続等との関係)
 第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事事件又は少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。
 (法務省令への委任)
 第四十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 罰則
 第四十三条 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
 一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。
 二 第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び次条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用については、これらの規定（第二条第二項及び第三項、第五条第二項及び第三項並びに第六条第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。
 第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（附則第六条において「一部施行日」という。）から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

第四条 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置
 (押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置)
 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

第五条 (聴聞の特例に関する経過措置)
 第五節を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（前日までの間は、第十七条第三項の規定は、適用しない。）
 (消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置)
 第六節 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次項において「民事訴訟法施行日」という。）の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第三百三十三条の二第二項の項中「申立て」とあるのは、「申立てにより」と、第三百三十三条の四第一項の項及び第三百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」とあるのは、「前条」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは、「又は」と、「第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等」とあるのは、「第三百三十三条の二第二項に規定する訴訟記録等」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは、「又は」と、「係る部分であつて対象電磁的記録された」とあるのは、「記録された対象電磁的記録等」と、訴訟記録等の閲覧等（同法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは、「訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）」とあるのは、「訴訟記録等の閲覧、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。
 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)
 第七節 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「力」とし、へから「ワ」までを「ト」から「ワ」までとし、ホの次に次のように加える。
 へ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 第三十條第一項、第三十一條の五第一項、第三十一條の六第二項第二号、第三十一條の十五第一項、第三十一條の二十及び第三十一條の二十一第二項第二号中「へ」まで、チ、リ、ル若しくは「ワ」を「ト」まで、リ、又、ヲ若しくは「ワ」に改める。
 第三十五條及び第三十二條の二中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

へ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 第三十條第一項、第三十一條の五第一項、第三十一條の六第二項第二号、第三十一條の十五第一項、第三十一條の二十及び第三十一條の二十一第二項第二号中「へ」まで、チ、リ、ル若しくは「ワ」を「ト」まで、リ、又、ヲ若しくは「ワ」に改める。
 第三十五條及び第三十二條の二中「罪又は」を「罪」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第八条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第八百五十七条の六第一項第二号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪」を加える。

第二百九十条の二第二項第二号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第九条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

(少年法の一部改正)

第十条 少年法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物を取得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物

若しくはこれを複写した物又は当該行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。）を加える。

第十四条第一項中「この法律に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）」を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第一号口及び同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二第一項第一号口中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第三百二十一条の三第一項第一号口中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 齋藤 健

文部科学大臣 齋藤 健

国務大臣 小倉 將信

厚生労働大臣 加藤 勝信

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

○ 刑法（明治四十年法律第四十五号）（第一条関係）	1
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第二条関係）	8
○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（第三条関係）	10
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）	15
○ 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第七条関係）	17
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第八条関係）	18
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第十条関係）	19
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十二条関係）	20
○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）（附則第十三条関係）	22
○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）	23
○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）	24
○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十八条関係）	25

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章 第二十一章（略）</p> <p>第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪 （第七十四条―第八十四条）</p> <p>第二十三章 第四十章（略）</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条まで（不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷）並びに第八十四条（重婚）の罪</p> <p>六 十三（略）</p> <p>十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・不同意性交等及び同致死）並びに第二百四十三條（未遂罪）の罪</p>	<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 罪</p> <p>第一章 第二十一章（略）</p> <p>第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪 （第七十四条―第八十四条）</p> <p>第二十三章 第四十章（略）</p> <p>（国民の国外犯）</p> <p>第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 第七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）及び第八十四条（重婚）の罪</p> <p>六 十三（略）</p> <p>十四 第二百三十五条から第二百三十六條まで（窃盗、不動産侵奪、強盗）、第二百三十八條から第二百四十條まで（事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷）、第二百四十一条第一項及び第三項（強盗・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三條（未遂罪）の罪</p>

十五ノ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第一百七十六条、第一百七十七条及び第七十九条から第八十一条まで(不同意わいせつ、不同意性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、不同意わいせつ等致死傷)の罪

二ノ五 (略)

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・不同意性交等及び同致死)の罪並びにこれらの罪(同条第一項の罪を除く。)の未遂罪

第二十二章 わいせつ、不同意性交等及び重婚の罪

(不同意わいせつ)

第一百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受け

十五ノ十七 (略)

(国民以外の者の国外犯)

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に對して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。

一 第一百七十六条から第八十一条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷)の罪

二ノ五 (略)

六 第二百三十六條(強盜)、第二百三十八條から第二百四十條まで(事後強盜、昏醉強盜、強盜致死傷)並びに第二百四十一条第一項及び第三項(強盜・強制性交等及び同致死)の罪並びにこれらの罪(同条第一項の罪を除く。)の未遂罪

第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚の罪

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

たこと。

- 二 心身の障害を生じさせること又はそれがあつたこと。
- 三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があつたこと。
- 四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。
- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
- 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
- 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあつたこと。
- 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- 二 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
- 三 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

第一百七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由そ

（強制性交等）

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を

の他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2| 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3| 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第七十八条 削除

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）
第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2| 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）
第七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監

護する者であることによる影響力があることに乗じて
わいせつな行為をした者は、第一百七十六条第一項の例
による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者で
あることによる影響力があることに乗じて性交等をし
た者は、第一百七十七条第一項の例による。

(未遂罪)

第八十条 第一百七十六条、第一百七十七条及び前条の罪
の未遂は、罰する。

(不同意わいせつ等致死傷)

第八十一条 第七十六条若しくは第七十九条第一
項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死
傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七条若しくは第七十九条第二項の罪又は
これらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者
は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(十六歳未満の者に対する面会要求等)

第八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対
し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者(当該
十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、
その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者
に限る。)は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の
罰金に処する。

護する者であることによる影響力があることに乗じて
わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者で
あることによる影響力があることに乗じて性交等をし
た者は、第一百七十七条の例による。

(未遂罪)

第八十条 第七十六条から前条までの罪の未遂は、
罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第八十一条 第七十六条、第七十八条第一項若し
くは第七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪
を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以
上の懲役に処する。

2 第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七
十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よ
って人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に
処する。

(新設)

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

第百八十三条 (淫行勧誘)
(略)

第百八十二条 (淫行勧誘)
(略)

(削る)

(強盗・不同意性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七条の罪若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2・3 (略)

第百八十三条 削除

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2・3 (略)

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第二百五十条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。</p> <p>一 刑法第八十一条の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第二百四十一条第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年</p> <p>二 刑法第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪十五年</p> <p>三 刑法第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年</p> <p>④ 前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わつた時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。</p>	<p>第二百五十条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>



改正案	現行
<p>第百五十七條の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 刑法第百七十六條、第百七十七條、第百七十九條、第百八十一條若しくは第百八十二條の罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第百二十七條第一項（同法第百二十五條又は第百二十六條の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第百四十一條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</p> <p>二・三 （略） ②④ （略）</p> <p>第百五十條 （略）</p>	<p>第百五十七條の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 刑法第百七十六條から第百七十九條まで若しくは第百八十一條の罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第百二十七條第一項（第百二十五條又は第百二十六條の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二十四條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者</p> <p>二・三 （略） ②④ （略）</p> <p>第百五十條 （略）</p>

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第七十七条若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六条若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 十二年

④ (略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第

② (略)

③ 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

一 (略)

二 刑法第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十条第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。） 十二年

④ (略)

第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第

二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）

②④（略）

第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一（略）

二 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第二百十一条、第二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三〇五（略）

②・③（略）

第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその

二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、同法第二百二十七条第一項（第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

二・三（略）

②④（略）

第三百十六條の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への参加を許すものとする。

一（略）

二 刑法第七十六条から第七十九条まで、第二百十一条、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三〇五（略）

②・③（略）

（新設）

状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認められる場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができ。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百五十五条若しくは第二百五十六条の第二項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百五十五条又は第二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）、若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれららの罪の未遂罪の被害者

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあるを認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

② 前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条 第三百二十一条から前条までに掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十三条 前三条に掲げる書面以外の書面は、次に掲げるものに限り、これを証拠とすることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十三条、第八十五条、第八十六条、第二十四条、第二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第二十四条、第二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に</p>

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ
ワ
三
十一
（略）
二
三
四
（略）

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ
ワ
三
十一
（略）
二
三
四
（略）

改正案	現行
<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第七十五条、第八十二条又は第八十三条の罪</p> <p>二 四（略）</p>	<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十四条、第七十五条又は第八十二条の罪</p> <p>二 四（略）</p>

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第八条関係）

改正案	現行
<p>別表第三（第六条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 イㄱワ（略）</p> <p>カ 刑法第七十六条（不同意わいせつ）又は第七十七条（不同意性交等）の罪</p> <p>ヨㄱム（略）</p> <p>三ㄱ九十二（略）</p>	<p>別表第三（第六条の二関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 イㄱワ（略）</p> <p>カ 刑法第七十六条から第七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）の罪</p> <p>ヨㄱム（略）</p> <p>三ㄱ九十二（略）</p>

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（附則第十条関係）

改正案

現行

<p>（損害賠償命令の申立て） 第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条条（不同意わいせつ）、第七十七条（不同意性交等）又は第七十九条（監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪</p> <p>ロ 二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（損害賠償命令の申立て） 第二十三条 次に掲げる罪に係る刑事被告事件（刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。）の被害者又はその一般承継人は、当該被告事件の係属する裁判所（地方裁判所に限る。）に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令（当該被告事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求（これに附帯する損害賠償の請求を含む。）について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。）の申立てをすることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる罪又はその未遂罪</p> <p>イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条条から第七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等）の罪</p> <p>ロ 二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
---	---

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十二条関係）

改正案

現行

<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略）</p>	<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略）</p>
<p>（登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並</p>	<p>（登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に</p>

びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4
6
二・三 (略)

関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4
6
二・三 (略)

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（附則第十三条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する行為</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において「対象行為」とは、次の各号に掲げるいずれかの行為に当たるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第七十六条から第八十条までに規定する行為</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>二〇五 (略)</p>

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十五条関係）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 刑法第八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四・五（略）</p> <p>4 5 6 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四・五（略）</p> <p>4 5 6 （略）</p>

○ 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）（附則第十七条関係）

改正案	現行
<p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。 （略） 第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項、第六十八条の三、第六十九条、第七十二条、第七十四条及び第七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十一条、第八十三条、第八十四条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 （略）</p>	<p>第二条 刑法の一部を次のように改正する。 （略） 第六十五条第一項、第六十六条第一項、第六十七条第一項、第六十八条の二第一項、第六十八条の三、第六十九条、第七十二条、第七十四条、第七十五条第一項及び第七十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 第八十一条、第八十二条、第八十四条、第八十六条並びに第八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 （略）</p>

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十八条関係）

改正案	現行
<p>（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百五十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若し</p>	<p>（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若しくは第八十一条の罪、同法第二百五十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百五十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは</p>

くは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条、第七十七条、第七十

九条、第八十一条若しくは第八十二条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

らの罪の未遂罪に係る事件

(略)

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ 刑法第七十六条から第七十九条まで若し

くは第八十一条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十六条の二第三項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第二百四十一条第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

(略)

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案新旧対照条文

目次

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第七条関係）……………1
- 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（附則第八条関係）……………7
- 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（附則第九条関係）……………9
- 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（附則第十条関係）……………10
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）……………12
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第十二条関係）……………13
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）（附則第十三条関係）……………14
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）……………16
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十六条関係）……………17
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）（附則第十七条関係）……………19

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）</p> <p>ト カ （略）</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ヘ カ （略）</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、</p>

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部を停止を命ずること。

三 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ、ヌ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部を停止を命ずること。

三 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、又、ヲ若しくはハに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)
第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)
第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3

(略)

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。)を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、刑法第七十四条若しくは第七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3

(略)

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。)を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、刑法第七十四条若しくは第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一

た場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に関し、刑法第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

改正案	現行
<p>第五百七十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二条から第六条までの罪の被害者</p> <p>三 （略）</p> <p>②④ （略）</p> <p>第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱</p>	<p>第五百七十七条の六 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所であつて、同一構内（これらの者が在席する場所と同一の構内をいう。次項において同じ。）にあるものにその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて、尋問することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者</p> <p>三 （略）</p> <p>②④ （略）</p> <p>第二百九十条の二 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱</p>

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

三（略）

②
④（略）

う場合において、当該事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

一（略）

二 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

三（略）

②
④（略）

改正案	現行
<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二章に規定する罪</p>	<p>第八条 都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（没取） 第二十四条の二（略）</p> <p>2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。</p> <p>一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第三条第一項から第三項までの規定に触れる行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物</p> <p>二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写した物</p> <p>3 没取は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。ただし、<u>刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知つて第一項の物を取</u>得し、又は前項の物を</p>	<p>（没取） 第二十四条の二（略） （新設）</p> <p>2 没取は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。但し、<u>刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知つてその物を取</u>得したときは、本人以外の者</p>

保有するに至つたときは、本人以外の者に属する場合であつても、これを没取することができる。

に属する場合であつても、これを没取することができ

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>別表（第二条関係） 一～五十九（略） 六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二章に規定する罪</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>別表（第二条関係） 一～五十九（略） （新設）</p>

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>別表第三（第六条の二関係） 一〇九十二（略） 九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号） 第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪</p>	<p>別表第三（第六条の二関係） 一〇九十二（略） （新設）</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（附則第十三条関係）

改正案

現行

（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。

（欠格事由）
第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。

- 一 （略）
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二条から第六条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三〇七 （略）

- 一 （略）
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三〇七 （略）

（事業の停止等）
第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

（事業の停止等）
第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ

インターネット異性紹介事業に關しこの法律に規定する罪等（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)
第十八条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪等を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4 二・三 (略)
6 (略)

インターネット異性紹介事業に關し第八号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)
第十八条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第一百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4 二・三 (略)
6 (略)

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）（附則第十四条関係）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 刑法第八十二条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>4 5 6 （略）</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 刑法第八十二条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>4 5 6 （略）</p>

○ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）（附則第十六条関係）

改正案	現行
<p>（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ （略） ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件</p>	<p>（刑事訴訟法の一部改正） 第一条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。 （略） 第二百一条の次に次の一条を加える。 第二百一条の二 検察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるものの交付を請求することができる。 一 次に掲げる事件の被害者 イ （略） ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件 （略） 第二百七十一条の次に次の七条を加える。 第二百七十一条の二 検察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認め</p>

(略)

第二百七十一条の次に次の七条を加える。

第二百七十一条の二 検察官は、起訴状に記載された次に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法

第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に係る事件

(略)

るときは、裁判所に対し、前条第一項の規定による起訴状の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

一 次に掲げる事件の被害者

イ (略)

ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法

第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪に係る事件

(略)

改正案	現行
<p>第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に</p>	<p>第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第三百二十一条の二の次に次の一条を加える。</p> <p>第三百二十一条の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 児童福祉法第六十条第一項の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪の被害者</p> <p>（略）</p>

(略) 関する法律第二条から第六条までの罪の被害者

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第三項及び第七十七条第三項の規定において、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
- 三 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。

- 四 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。
- 五 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。
- 六 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえ不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。
- 七 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。
- 八 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。
- 九 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第三項及び第七十七条第三項の規定において、十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、第一条の規定による改正後の刑法第七十六条第一項及び第二項並びに第七十七条第一項及び第二項の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、両者の間でなされた性的行為は、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や「行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。また、附則第二十一条の規定による周知に当たっては、この点についても、併せて周知すること。
- 二 不同意わいせつ罪及び不同意性交等罪における同意の位置付け及び意義、年齢差要件及び地位・関係性要件等並びに面会要求等罪の改正法の趣旨及び構成要件について、若年層をはじめとする国民に対する普及啓発を推し進め、十分に周知徹底を図るよう努めること。とりわけ、子どもに対する性被害の深刻性及び性に関する教育等の重要性に鑑み、初等教育から高等教育に至る全ての学校段階において、子どもの心身の発達段階に応じ、十分な教育等を行うこと。また、普及啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、法改正の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。
- 三 性犯罪が被害者の性別を問わないものとなっていることを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、男性や性的マイノリティの被害者について適切に対応できるよう、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。
- 四 第一条の規定による改正後の刑法第七十六条及び第七十七条において、婚姻関係の有無にかかわらず性犯罪が成立することが明確化されたことに鑑み、

司法警察職員、検察官、裁判官及び地方自治体の職員等の関係者に対して、法改正の趣旨を周知徹底し、必要な対応等を行うこと。

五 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、その被害の性質上、性犯罪被害者が支援を受けるまでに様々な心理的・社会的障壁があることを踏まえ、捜査から公判等における各段階において被害者の心身の状態に十分配慮するよう努めるとともに、被害者支援のための関係省庁の連携体制の構築、被害直後から継続的な性犯罪被害者への支援やワンストップ支援センターを通じた支援の充実等の多面的な支援を行うよう努めること。その際、心身に障害がある性犯罪被害者について、その特性を踏まえて適切な対応をすること。

六 いわゆる司法面接的手法による聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に関する証拠能力の特則が刑事訴訟法の根幹である伝聞法則の例外であることに鑑み、聴取の実施に当たっては、国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意しつつ実施し、当該聴取の実施の妥当性を録音・録画等により事後的に検証することができる手法の措置を講じるなど、適切な運用に努めるよう留意すること。

七 いわゆる司法面接的手法による聴取の前の段階において、聴取対象者の記憶の汚染を防止するよう努めるとともに、聴取後の聴取対象者への接触については、汚染のない初期供述を可能な限り少ない回数面接によって確保するという司法面接的手法による聴取の趣旨に反することがないように、関係者において十分配慮すること。

八 子どもが被害者である性犯罪等においては、子どもの負担を軽減し、かつ信用性の高い供述を聴取することが重要であることに鑑み、子どもからの聴取を適切に行うことができるよう、子どもの認知発達能力・心理・法律の知識に関する知見や技術の向上を図るとともに、子どもが安心して話せる環境を整えるため、海外の取組等を参考にし、民間団体や医療団体等の知見も生かしながら、聴取の場所や方法について更なる検討を進めること。あわせて、障害者が被害者である性犯罪等においては、障害者からの聴取を適切に行うことができるよう、障害者の特性に十分配慮すること。

九 子どもが証人として公判廷に出廷する際、証人の認知発達能力を踏まえず不相当な尋問や困惑させる尋問を行うことは、証人に重篤な心的負担を与えるのみならず、真実発見も遠のくことを踏まえ、適切な子どもの証人尋問の実施に向けて、訴訟関係者がそうした子どもの特性に配慮する必要性の周知に努めること。あわせて、障害者が証人として公判廷に出廷する際には、障害者の特性を踏まえ、適切な証人尋問となるよう配慮すべきことを周知すること。

十 附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、子どもが被害者である性犯罪等における被害の実情、被害開示後の被害聴取方法、被害聴取結果の証拠能

力及び公判廷での尋問の在り方等、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案して、子どもが被害者である性犯罪等についての施策の在り方について検討を加えること。

十一 性犯罪の捜査、司法手続に当たって、被害者の心理及び心的外傷、被害者と相手方の関係性をより一層適切に踏まえてなされる必要性に鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、調査研究を踏まえた研修を行うこと。

十二 性犯罪者の再犯等に関する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講じるよう努めること。

十三 性犯罪及び性暴力に関する実情及び海外の制度等について引き続き調査を行うとともに、附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、不同意性交等罪における同意の位置付け、生徒と教員及び障害者と保護・監督者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、いわゆる性交同意年齢の年齢差要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。また、障害者が被害者である性犯罪に関し、被害者の意思形成を考慮した要件、障害者と対人援助職の者等との間の地位に基づく影響力に関する要件、公訴時効期間等の在り方についても検討を行うこと。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員に対する盗撮が社会問題となっていることを踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人々の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。
- 三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。
- 四 本法第二条第一項第四号において十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二条第一項第三号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。
- 五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した映像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、アスリートや客室乗務員等に対する盗撮が社会問題となっている実情を踏まえ、正当な理由がないのに、性的姿態等以外の人の姿態又は部位（衣服により覆われているものを含む。）を性的な意図をもって撮影する行為等を規制することについて検討を行うこと。
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法及び今般の改正後の刑法の運用状況を踏まえ、十三歳以上十六歳未満の者を対象としてその性的姿態等を撮影する行為等の年齢差要件について検討を行うこと。
- 三 第四章に規定する電磁的記録の消去等が速やかに実施されるよう、検察官に対し必要な研修を行い、法曹関係者に周知すること。
- 四 本法第二条第一項第四号において十三歳以上十六歳未満の者に対する五歳以上年長の者の性的姿態等の撮影行為を処罰することとしているのは、両者の間におよそ「対等な関係」があり得ないと考えられることによるものであって、両者の年齢差が五歳差未満であれば「対等な関係」であるとするものではないのであるから、同項第二号及び第三号の規定の適用に当たっては、とりわけ、これらの規定に定める撮影行為をする者が十八歳以上であり、かつ、その相手方が十六歳未満である場合には、むしろ、十六歳未満の者にとっては年齢差がその意思決定に及ぼす影響が大きいことに鑑みると、十八歳以上の者が十六歳未満の者の対象性的姿態等を撮影する行為は、同項第二号で定める改正後の刑法第百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由の「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること」等により「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて」の要件や、本法第二条第一項第三号の「行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ」の要件に該当し得ることに留意すること。
- 五 子どもに対する撮影行為の被害がとりわけ深刻であることに鑑み、子ども、学校関係者及び保護者に対して本法の趣旨について効果的な啓発を行うこと。また、啓発のために必要な予算を確保するとともに、司法警察職員等の関係者に対しても、本法の趣旨を周知徹底し、十分な研修等を行うこと。

六 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則第二十条第一項の検討を行うに当たっては、本法により新設された性的姿態等撮影罪等について、その発生状況、政府における対応の状況、被害の実態等を継続的に把握し、被害者救済の観点から検証を行うとともに、性的姿態等の撮影の同意後にこれを撤回したにもかかわらず撮影した映像を記録した物を所持し続ける場合及び国外で日本国民以外の者が行った場合の罰則の新設について検討を行うこと。

七 性的姿態等撮影罪等の被害者が実効性のある支援を受けられるよう、警察、ワンストップ支援センター、日本司法支援センター、民間の支援団体その他の関係機関・団体相互間の連携の強化を図るなどして、相談体制や支援環境の整備に努めること。